

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 田園整備課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 田園委第2号
委 託 業 務 名	林道維持管理単価契約業務委託(第1工区)
委 託 業 務 場 所	長浜市内(旧伊香郡地区を除く)
業 務 の 概 要	林道の維持管理業務 (157項目について、単価により契約し、必要な数量により発注する。)
契 約 期 間	令和6年4月23日 から 令和7年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和6年4月22日
契 約 金 額	10,000,000円(年度見込額)
契 約 の 相 手 方	[所在地] 長浜市内保町2535番地 [名 称] 滋賀北部森林組合 浅井事業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	林道は山間地にあることから、復旧を行う上で、林道やその周辺の状況をしっかりと把握している必要があること、落石や崩土、倒木などのリスクがあり、林道通行の安全を確保するため、適切に維持管理を行う必要がある。 滋賀北部森林組合は、公共的団体に該当することや、日常的に森林整備の業務を行う中で当該林道を通行し、状況の把握を随時行えること、林業者、森林所有者と情報交換を常に行っていることから、主要な林道以外の状況も把握しており、即時の対応が可能であることから、当該団体を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額)が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。